

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 3 年 11 月 24 日
政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理年月日
国民経済計算	内閣総理大臣	<p>令和 3 年 12 月に公表する国民経済計算から、以下のとおり、作成方法を変更</p> <p>① 四半期別 GDP 速報及び第一次年次推計における R & D (研究・開発) 推計の基礎資料として、新たに『全国企業短期経済観測調査』(短観)(日本銀行)を利用</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、国内総供給の各需要項目への配分比率に係る一部品目での調整実施に伴う変更</p>	R 3 . 11 . 10

(注) 統計法第 26 条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている(当該作成方法を変更しようとするときも同様)。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。